

# 知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会 「模倣品・海賊版対策に関する意見募集」に対する意見書

日本弁護士連合会  
2004年1月21日

## はじめに

- 1 知的財産戦略本部（以下「戦略本部」という。）は、「知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）を平成15年7月8日に発表した。その中で、「第2章 保護分野」，「 模倣品・海賊版対策」が取り上げられており，戦略本部内の権利保護基盤の強化に関する専門調査会において，具体的な検討がなされようとしている。
- 2 当連合会としては，平成15年6月30日に「知的財産戦略推進計画（案）に関する意見」を取りまとめ，関係機関に執行しているところであり，今回の意見募集に関しては，上記「第2章 保護分野」，「 模倣品・海賊版対策」の「2 水際及び国内での取締りを強化する」との項について，「基本的に賛成である。但し，『（3）水際で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組みを早期構築する』については，「特に司法との連携が強く求められる。」との意見表明を既に行っているところである。
- 3 そこで，以下に，推進計画を一部引用しながら意見を述べることにする。

## 知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画(34頁～40頁まで抜粋)

### 第2章 保護分野

#### ・模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版などの知的財産権侵害品により被害を被っている我が国の企業数は年々増加しており，被害額も拡大の一途を辿っている。例えば，関係団体の推計によると，中国における我が国のコンテンツの年間の侵害規模は約2兆円に達し，また国内の偽ブランド品による年間の商標権被害額は5千億円以上に上る。

特に近年は，模倣品は偽ブランド品のような商標権侵害品に加え，意匠権や特許権についての侵害品の比率が増大し，侵害する側の技術レベルの向上が指摘される一方で，企業のアジア各国における知的財産管理や模倣品対策が不十分であるとの指摘もされている。また，情報技術の発展に伴いインターネット上に音楽ファイルの無許諾コピーが大量に出回るなど，新たな対応が求められる侵害形態も出現している。

模倣品・海賊版は企業の持つ無体財産権の言わば窃盗であり，消費者を欺くとともに，我が国に莫大な損害を与えており，早急に解決策を講ずる必要のある問題である。我が国が「知的財産立国」を目指す上で大きな障壁となっている模倣品・海賊版問題を解決し，

国民及び企業の利益を守り、新たな知的財産権の創出意欲を生み出すよう、1.外国市場対策の強化、2.水際及び国内での取締りの強化、3.官民の体制の強化を推し進めるべきである。

## 1. 外国市場対策を強化する

### (1) 我が国の企業の諸外国での権利取得及び権利行使を支援する

- i) 2003年度以降引き続き、模倣品・海賊版被害にあった場合の対応策や事例など、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、まとめた資料を企業へ配布する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

- ii) 2003年度以降引き続き、我が国の企業による諸外国での模倣品・海賊版対策の取組を支援するため、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会等の民間団体の諸外国での活動を支援する。

(警察庁、外務省、文部科学省、経済産業省)

- iii) 官民の協力により「海外偽物白書」(仮称)を2004年度の早い時期に作成する。その中には、例えば知的財産権侵害の危険が高い国を我が国の企業が把握するための諸外国の模倣品・海賊版対策のランク付けや、実際の模倣品・海賊版対策の成功事例など、我が国企業の模倣品・海賊版対策に資する情報を盛り込むよう官民で協力する。

(経済産業省、関係府省)

### (2) 官民の連携を強化する

#### 模倣品・海賊版に係る情報ネットワークを構築する

- i) 2003年度以降、知的財産権の侵害多発国における我が国企業の模倣品・海賊版による被害状況及び現地政府の模倣品・海賊版の取締り状況の把握、並びに先進諸国の業界団体との情報交換の促進のため、日本貿易振興会(JETRO)等関係団体の海外事務所、我が国の大使館・総領事館の活動を強化する。

(外務省、経済産業省、文部科学省、関係府省)

- ii) 2003年度以降、関係府省のインターネット上の模倣品・海賊版関連情報の掲載を更に充実させるとともに、模倣品・海賊版対策のポータルサイト(インターネット上の総合窓口サイト)を設ける。その中で、国内外の模倣品・海賊版関連情報を集約し提供することにより、情報利用者の利便性を高める。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

#### 官民連携による模倣品・海賊版対策を講ずる

- i) 上記ネットワークによる官民の情報を活用し、2003年度以降引き続き、政府による侵害発生国への取締り強化の申入れ、現地の我が国企業と現地政府との間の意思疎通及び連携の支援などを実施し、官民が結束して模倣品・海賊版対策を推進する。

(警察庁、外務省、経済産業省、文部科学省、関係府省)

- ii) 2002年12月に実施された業種横断的な官民合同ミッション「知的財産保護官民合同訪中代表团」の適切なフォローアップをするとともに、2003年度以降、業種別

ミッションの実施などを通じ、官民が一体となった侵害国への働きかけを強化する。  
(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(3) 侵害の発生している国への政府の取組を強化する

二国間での取組を強化する

- i) 2003年度以降、模倣品・海賊版対策を推進するよう、例えば自由貿易協定(FTA) / 経済連携協定(EPA)や二国間税関協力協定に取締りの強化や情報交換に資する規定を盛り込むよう努力するなど、様々な二国間交渉の機会を利用し知的財産権侵害取締りの強化に関する取組を積極的に求めていく。  
(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
- ii) 2003年度以降引き続き、アジア地域を中心とする我が国に関連する知的財産権侵害の多発国・地域に対し、侵害品の取締りを強化するよう閣僚レベルも含め様々なレベルで強く働きかける。  
(警察庁、外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
- iii) 二国間での取組をより効果的に進めるため、2003年度以降引き続き、米国及び欧州との連携を強化する。  
(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
- iv) 2004年度以降、アジア地域に所在する我が国の大使館、総領事館等に知的財産権の担当官等を置くなど、管轄国・地域の中央政府・当局及び地方政府・当局への積極的な働きかけを強化する。  
(外務省、関係府省)

多国間での取組を強化する

- i) 2003年度以降引き続き、世界貿易機関(WTO)の対中国経過的レビューメカニズム及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)の法令レビュー、貿易政策検討制度(TPRM)を積極的に活用し、アジア諸国・地域に模倣品・海賊版を取り締るよう強力に要請する。  
(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
- ii) 2003年度以降、我が国産業界からの要請を踏まえつつ、他のWTO加盟国が我が国の知的財産権を適切に保護しておらずWTOのTRIPS協定に違反すると判断される場合に、WTO紛争処理手続を積極的に活用し、問題解決を図る。  
(外務省、文部科学省、経済産業省)
- iii) 2003年度以降引き続き、世界知的所有権機関(WIPO)において、模倣品・海賊版のエンフォースメント問題を主要議題として取り上げ、模倣品・海賊版の取締りをWIPO加盟国が一体となって取り組むべき問題であるとの認識を加盟国間で共有するよう積極的に取り組む。  
(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
- iv) アジア太平洋経済協力(APEC)において支持された知的財産権サービスセンターについて、2003年度以降、我が国において早急に設置されるよう準備を開始し、各国・地域にも早期に設置されるよう、積極的に働きかける。また、我が国が提案している知的財産権保護のための包括戦略についてもAPECの場で合意するように努める。

(外務省, 経済産業省)

ODA政策における知的財産制度の整備・執行の強化への支援の位置付けを強化する

開発途上国における貿易投資の拡大と経済発展のために知的財産権の適切な保護が不可欠であることに鑑み, 2003年度以降, 開発途上国の知的財産制度の整備・執行の強化に対する支援について, ODA政策における位置付けを強化する。

(外務省, 関係府省)

アジア諸国の模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

- i) 現在関係府省が実施しているアジア各国政府の取締担当職員等に対する各種セミナーなどの能力構築に関する取組を踏まえ, 関係府省の連携の下, アジア各国の知的財産権侵害品の取締り実施状況を把握した上で更に効果的な手法を検討し, 2004年度からその手法を実施する。

(警察庁, 外務省, 財務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

- ii) 2003年度以降, アジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し各府省が実施している知的財産権の保護に関する能力構築(キャパシティービルディング)を我が国企業やJETRO等の関係団体と連携を図りつつ, 一層効果的に実施する。

(警察庁, 外務省, 財務省, 文部科学省, 農林水産省, 経済産業省)

#### 〔意見〕

模倣品・海賊版対策として, まず, 「1. 外国市場対策を強化する」ことが挙げられている。知的財産権侵害による被害は甚大であり, そこに列挙された計画についてはいずれも賛成であるが, 問題は, それらを具体的に, どのように実行するかである。

是非とも, 実質的に強化, 支援になりうる対策を推進して欲しい。当連合会としても, 協力を惜しまない所存である。

## 2. 水際及び国内での取締りを強化する

### (1) 知的財産権侵害品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する

個人による偽ブランド品などの知的財産権侵害品の輸入を抑止するよう, 知的財産権関連法の改正などにつき検討を開始し, 2004年度の早期に結論を得る。

(警察庁, 法務省, 財務省, 文部科学省, 経済産業省)

#### 〔意見〕

侵害品を排除するために必要な方策を検討することは有用であるが, そのために個人輸入まで抑止しようとするれば, 個人による特許権等の実施が権利侵害になるとする法制(法改正)を構築する必要があるのではないか。

具体的には, 特許法第68条は, 特許権を「業として特許発明を実施する権利」であると定義していることから(その反対解釈として, 業でない個人的な実施には特許権の効力は及ばない, とされている。), この「業として」を削除するほか, 同法第1

01条の「擬制侵害」の規定中にある「業として」の侵害の要件を削除することになる。そうすると、特許権侵害の有無は侵害の事実の知・不知に拘らずに認められる法制であるから、これら「業として」を削除した場合には、模倣品・海賊版と知らない個人に対する特許権侵害訴訟が増加するおそれがあるが、それをコントロールすることは極めて難しいのではないか。

商標についていえば、商標はそもそも、営業において使用するところに意味がある。個人が模倣品を輸入して使用するのを商標権侵害とするなら、商標権の根本を変更することになる。著作権についても、現在私的使用は許容されている。

これらの法律問題を回避するためには、模倣品・海賊版に限り、取扱いを異にする方策を採ることも考えられる。

しかしながら、「真に個人輸入」であり、しかも取り締まらなければならない事案というのは、果たしてどれだけ存在するのであろうか。個人がいわゆる運びとして違法な輸入に荷担している事実もあろうが、模倣品・海賊版が極めて巧妙に製造されている今日では、消費者が海外で騙されて購入することもある。したがって、これらの実態を十分に調査して検討する必要がある。

なお、知的財産といっても、その外観等が重視される商標や意匠と、特許やプログラム著作権とを比較すれば明らかなように、その侵害の有無の判断の困難性に相違もあるから、水際規制は、全ての海賊版に対応できるものではなく、その限界を認識しておくべきである。

## (2) 効果的な水際、国内取締りを行うべく一層の対策強化を行う

i) 権利者である企業と連携し知的財産権侵害の再犯を防止するため、税関において模倣品・海賊版の輸入差止めがなされた場合、税関が輸入者、輸出者の氏名等の情報を権利者に開示できるようにする。このため、必要に応じ2004年通常国会に関稅定率法等關連法の改正法案を提出する。また、これに併せて製造者に関する情報についても権利者に開示されるよう、關連法令の改正などを検討する。

(財務省、經濟産業省、關係府省)

ii) 2003年度以降、税関における水際での模倣品・海賊版対策をより強化するため、知的財産権侵害物品に係る水際取締りを支援する情報システムの充実、航空小口貨物等の検査の強化、必要な知的財産担当職員の確保を図る。

(財務省)

iii) 模倣品・海賊版の供給ルートを遮断するため、2003年度以降引き続き、模倣品・海賊版の密売等により不正な利益を得ている犯罪組織の実態を的確に解明し、その取締りを強化する。

(警察庁)

iv) 2003年度以降引き続き、街頭における模倣品・海賊版の販売等事犯の取締りを強化する。

(警察庁)

v) 2003年度以降引き続き、不正商品対策協議会を始めとする各業界団体と警察当

局との連携をより強化し、確度の高い情報に基づいた効果的な取締りを実施する。

(警察庁)

vi) 水際取締り及び国内取締りの双方がより効果的に行われるよう、警察と税関による模倣品・海賊版対策の情報交換会合を2004年度より随時開催する。

(警察庁, 財務省)

vii) 2003年度以降引き続き、世界税関機構(WCO)の地域情報連絡事務所(RILO)を通じての情報の交換、アジア諸国の税関当局・警察当局との情報交換会合の開催等、アジア諸国の取締当局との連携を密にし、模倣品・海賊版に関する情報を幅広く入手・提供し、効果的な水際及び国内での取締りを実施する。

(警察庁, 財務省)

#### 〔意見〕

ここで提案されているとおり、再犯防止には、税関が、輸入者、輸出者、製造業者等の氏名、住所、連絡先その他行為者を特定し、かつ模倣品・海賊版を特定するに足る情報を権利者に開示する必要があると考える。但し、個人情報や秘密事項が不当に漏洩しないように、行政罰を科するなどの対策を考慮してもよいと思われる。

なお、( )としてアジア諸国の取締当局との連携を強化するとあるが、経済的、行政的な連携だけではなく、司法的連携を行い、証拠となるべき書類の引渡要求や日本の法廷で証人尋問のための出頭要求などが迅速的確になされることが可能となるような法的協定を締結するところまで行うべきものとする。

また、取締りの強化のために民間団体等との連携の在り方を検討する場合には、慎重にその役割の限界を見定める必要があることを指摘しておく。民間団体、特に業界団体では、権利保護以外の視点が閑却されるおそれがあり、適正手続や他の法制度との関連への配慮が保障されず、公務員としての義務(守秘義務を含む。)や資格、組織的責任体制などの公正さへの担保などが無いことにより、不公正、濫用的な運用等が行われる可能性もあるからである。

(3) 水際で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組みを早期構築する

米国ITC(国際貿易委員会)や欧州における裁判所を活用した制度を参考にしつつ、技術的知見と法律の素養などを兼ね備えた専門家の活用などにより、当事者の主張を基にした迅速な侵害判断を下すことができるよう、新たな行政審判機関の整備、裁判所の活用、税関手続きの改正などを含め幅広く検討し、2004年度中に結論を得る。

(財務省, 経済産業省, 関係府省)

#### 〔意見〕

上記の方向性には賛成するが、具体的案として「行政審判機関の整備、裁判所の活用」とある。いずれも、どの段階でどのような手続ないし仕組みを設けるか、税関の手続とどう組みあわせるか十分検討する必要がある。

また、ITCのような組織を作ることについては、実質的にすぐれて司法的な制度

でなければならず，組織，人材，手続等々について，他の制度（刑事司法，民事裁判など）との関係も踏まえ透明性が高く適正な制度が慎重に構築されなければならない。

したがって，このような制度の決定には経験のある法律家の関与が不可欠であるから，法律家を含めた検討委員会を組織して検討することを提案する。

#### (4) インターネットを利用した侵害への取締りを強化する

i) 著作者の権利や経済全体に及ぼす悪影響の大きさに鑑み，インターネットのオークションサイト等において売買される模倣品・海賊版について，当該サイト等の管理者，インターネットサービスプロバイダー等の関係者との間で相互に必要な協力を行いつつ，2003年度以降引き続き，取締りを強化する。また，このため，知的財産侵害に関する情報収集手段の一層の拡充を図る。

(警察庁)

ii) 世界中の不特定多数がダウンロード可能となるインターネットへの著作物の無許諾アップロード(送信可能化)について，2003年度以降引き続き，取締りを強化する。

(警察庁)

iii) 2003年度以降，インターネット上の違法コンテンツを常時・自動的に監視するシステムの活用を支援する。

(総務省，経済産業省)

#### 〔意見〕

上記に記載されているとおり，特にオークションサイトについての取組が必要である。改善されつつあるが，引き続き，一層の拡充を図るべきである。もっとも，インターネットをめぐる規制については，諸外国の動向にも十分配慮し，徒らに一罰百戒を求めるような均衡を失する対応をすべきではないことは勿論である。

#### (5) 国民への啓発活動を強化する

2003年度以降引き続き，国民の権利侵害意識が希薄であるとされる偽ブランド品の購入やインターネット上の海賊版の違法ダウンロードなどに対処するため，既存の各種広報活動や教育を通じて模倣品・海賊版に対する国民の意識の向上に努める。

(警察庁，総務省，財務省，文部科学省，農林水産省，経済産業省，関係府省)

#### 3. 官民の体制を強化する

##### (1) 政府の体制を強化する

政府が一体となって知的財産権侵害対策に取り組むため，関係府省の専門管理職担当官が責任を持って侵害品対策を実施し，また関係府省が効果的に連携する体制につき検討し，2004年度中に整備する。

(警察庁，財務省，外務省，文部科学省，農林水産省，経済産業省)

##### (2) 民間企業の体制を強化する

i) 2003年度以降，模倣品・海賊版対策の重要性や社内体制の強化の必要性につい

ての情報を共有すべく、関係府省がより緊密に連携を取りつつ、企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを東京、大阪を始めとする主要都市で開催する。

(警察庁, 財務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

ii) 2003年度以降、主要業界団体に模倣品・海賊版対策委員会の設置などの組織の充実・強化を奨励するとともに、我が国企業に海外事業拠点の模倣品・海賊版対策のための体制の強化を奨励する。

(経済産業省, 文部科学省)

#### 〔意見〕

特に意見はない。

#### 〔全体についての補足意見〕

上記の模倣品・海賊版対策では、水際規制の実効性を高めるための不正競争防止法等の改正については触れられていないが、以下のような意見もあるので、検討がなされるよう提案する。

##### 1. 模倣品を取り締まる国内の実体法が脆弱である。

不正競争防止法は、模倣品を国内で取り締まる上で、極めて不十分な内容である。すなわち、同法2条3号の規定は、商品の形態の模倣に限られ、最初に販売された日から3年しか保護されない。しかも、海外で最初に販売された商品の場合は、海外での最初の販売日から起算して3年と解されて、この条件に当てはまらない模倣事案は、不法行為となる場合はあるが、それ以外は適法となる。

##### 2. 我が国の法律では、半導体 IC の模倣品を取り締まることができない

最近問題となってきた模倣品事案として、台湾などのメーカーが、日本の半導体メーカーの製造した IC を分析して、全く同じ電子回路の IC を製造して、安く販売し、日本の半導体メーカーが市場を奪われるという事が生じている。今は比較的集積度の低い IC の模倣品であるが、模倣品メーカーの技術力が上がれば、集積度の高い IC も模倣されるようになる。模倣のやり方は、日本メーカーの IC を入手して、分解し、電子回路の顕微鏡写真を撮影し、そこから IC の電子回路を読み取り、同一の電子回路の IC を作るというもので、模倣品メーカーは、開発コストをかけることなく、日本メーカーと全く同じ IC を安く作ることができる。日本メーカーの IC が模倣品の出現で、値段を大幅に下げざるを得なくなっている。

そのような模倣品 IC が日本国内に輸入されても、我が国の不正競争防止法ではこれを取り締まることはできない。IC の形態は一般的であり、形態を保護するだけの不正競争防止法では模倣品 IC を差し止めることはできない。製品の内部構造を模倣（デッドコピー）しても不正競争にならないのが我が国の現行法制度である。



### 3 . 3 年しか保護しない制度は意味がない

最初の販売の日から 3 年しか保護されない現在の不正競争防止法 2 条 3 号では、日本企業が 3 年以上前に日本で販売していた商品は、海外で模倣され、模倣品が日本に輸入されても、これを差し止めることはできない。海外の模倣品メーカーが、3 年以上経過している日本企業の製品は模倣してもよいと考えても不思議ではない。我が国の法律が、最初の販売から 3 年以上経過した商品は模倣しても適法であるようになっているのは、模倣品を取り締まろうとする我が国の方針と整合性がない。

以上